

東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱等改正の報告

令和3年度第1回委員会の議事(2)において、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱等の改正についての審議を行った。このうち、要綱(案)について意見があったことから、審議内容を踏まえ(案)を修正し、令和3年5月10日付3環改大第190号で改正を行った。このことについて報告する。

東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱(修正部分抜粋)

改正要綱	第1回委員会提示の要綱改正案
<p>第1条及び第2条 (修正なし)</p> <p>(認定基準)</p> <p>第3条 (修正なし)</p> <p>一 窒素酸化物(修正なし)</p> <p>ア 小型ボイラー類(表は修正なし)</p> <p>備考 1 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。</p> <p>2 水素燃料を使用する蒸気ボイラーは、水素燃料のみを使用するものとする。</p> <p>(以下修正なしのため省略)</p> <p>第4条 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した様式1による認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、水素燃料を使用する蒸気ボイラーについては、第八号の記載を省略することができる。(以下修正なしのため省略)</p> <p>第5条から第13条まで (修正なし)</p> <p>附則(令和3年5月10日 3環改大第190号)</p> <p>1 この要綱は、令和3年5月10日から施行する。</p> <p>2 この要綱の第3条第1項の水素燃料を使用する蒸気ボイラーに係る認定基準は、当分の間、適用するものとし、都は、今後の申請状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>第1条及び第2条 (修正なし)</p> <p>(認定基準)</p> <p>第3条 (修正なし)</p> <p>一 窒素酸化物(修正なし)</p> <p>ア 小型ボイラー類(表は修正なし)</p> <p>備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。</p> <p>(以下修正なしのため省略)</p> <p>第4条 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した様式1による認定申請書を知事に提出しなければならない。(以下修正なしのため省略)</p> <p>第5条から第13条まで (修正なし)</p> <p>附則(令和3年 月 日 3環改大第190号)</p> <p>この要綱は、令和3年 月 日から施行する。</p>